

随意契約理由

令和7年(2025年)12月26日

契約担当課名	魅力文化創造課
契約名称	「第12回世界のしょうない音楽ワークショップ及び音楽祭」運営等業務
契約内容	公募参加者によるワークショップ(練習)の調整及び音楽祭(発表会)の調整・運営・実施並びに本事業で演奏する楽曲制作又は編曲
契約締結日及び契約期間	令和7年(2025年)12月26日 令和7年(2025年)12月26日から令和8年(2026年)3月31日まで
契約の相手方(所在地・地名)	(公財)日本センチュリー交響楽団 (大阪府豊中市服部緑地1丁目7番)
契約金額	1,975,000円(税込)
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> <p>豊中市では、「音楽あふれるまち」の推進に取り組んでおり、第4次豊中市総合計画後期基本計画においても、市民が身近に音楽に親しむことができるよう、本市の貴重な音楽資源である日本センチュリー交響楽団などの市内の多様な主体との取組みを展開し、音楽に親しむことのできる場と機会の充実を図ることを掲げている。さらに、豊中市文化芸術推進基本計画では、こういった文化芸術の取組みを通じて市の都市魅力を創出し、シビックプライドの醸成を図ることを掲げている。</p> <p>その取組みのひとつである「世界のしょうない音楽ワークショップ及び音楽祭」事業は、プロの演奏家に楽器を教えてもらうなど貴重な体験を通して、音楽あふれるまち及び文化芸術の力を生かしたまちづくりの実現と南部地域の発展をめざした事業である。</p> <p>契約の相手方である日本センチュリー交響楽団は、「音楽あふれるまちの推進に関する協定」を結び、本市に拠点を置く唯一のプロオーケストラとして、文化芸術の力を生かしたまちづくりに音楽を通じて取り組んできた多くの実績を有することから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を行うもの。</p>